

年 月 日

日本基督教団 東京 教区  
総会議長 岸 俊彦 殿

隠 退 届

私こと このたび のため 年 月 日付で  
隠退しますのでお届けいたします。

正・補教師 氏名： 印

隠退後の住所：（〒 ）

電話番号 \_\_\_\_\_

日本基督教団  
総会議長 石橋 秀雄 殿

上記の通り届出がありました。

年 月 日 支区長 印

年 月 日

日本基督教団 東京 教区  
総会議長 岸 俊彦 印

上記の件を承認します。

年 月 日

日本基督教団  
総会議長 印

(記載上の注意)

1. 「正・補」は、いずれか該当しない方を削除してください。
2. 現任教師の隠退にあたっては、まず任所を辞任する手続きが必要です。  
(兼務している任所があれば、その辞任手続きも必要です。)
3. 教師隠退については、教規第132条①を参照してください。  
(満10年以上在職し、年齢60歳以上に達して退職し届け出た者)
4. 60歳未満で満20年以上在職した教師が教師委員会の推薦に基づいて隠退する  
場合は、医師の診断書を添えてください。
5. 教団の退職年金に加入している場合は、この届の他に、「退職年金受給申請書」  
(年金局扱)をご提出ください。  
(受給申請書の提出だけでは年金は給付されませんので、ご注意ください。)
6. (1) 「隠退届」・・・教団事務局総務部にて取扱い  
(2) 「退職年金受給申請書」・・・(総務部より回付し)年金局にて取扱い  
  - ・(2)のみを提出なさっても受給の手続きがなされませんので、必ず(1)もご提出ください。
  - ・(1)と(2)とも教区事務所へご提出ください。
7. 提出通数  
(1) 「隠退届」・・・4通  
(2) 「退職年金受給申請書」・・・1通
8. 関連教規  
第132条① 教師で満10年以上在職し、年齢60歳以上に達して退職し届け出た者を隠退教師とする。ただし、年齢が60歳に達しない者でも満20年以上在職した者については、教師委員会の推薦に基づいて隠退教師として扱うことができる。

〈教区へお願い〉

\* 提出された「隠退届」「退職年金受給申請書」は両方に教区議長印を押印し、  
教団事務局へご提出ください。